

別記(1)

京華社全従業員諸君

強健なヤヤ猪水と其の手先四人組は諸君をサンサ搾りぬいた揚句今又諸君をオンボリにしようと  
てゐる諸君！、全国二百五十万の失業者は飢と寒とに血みどろの生活の中に苦しんでゐるのだ。失業者の  
にわたりおそれと恐怖はカン然全従業員のアレだけの苦痛を思ひ及ぼすに足らぬ。たゞ、  
諸君！全従業員大会を組織し、諸君のシンの代表を推挙し、  
さかたの時はストライキで最後まで闘へ！  
俺達日本出版の兄弟は全労働者と共に諸君を助けるぞ

- ★工場閉サゼンクイ反対！
- ★労働賃下げクイ反対！
- ★幼童工の賃報を上げろ！
- ★夏職手賃を六月より上げろ！
- ★キンゾク手賃を上げろ！
- ★六年二回の定期手給をしろ！

全労働日本出版労働組合

別記(2)

昭和六年二月十二日 敬願書

京華社殿

京華社従業員代表

- 一 歳首賃報値下げ工場閉鎖ノ絶然ヲ聲明保証サレタシ
- 一 夏職手賃ヲ別定サレタシ (日給六ヶ月分)
- 一 勤続手賃ヲ別定サレタシ
- 一 ケ年勤続(未満も含ム)日給一ヶ月分一ケ年毎日給六週同令増
- 一 他社ノ場合ト同等ノ待遇ヲ受ケ、南東職勤続手賃ハ昭和六年二月十二日現在給ニ基テ
- 一 幼童工ノ見習及ビ一般工ノ賃報日給ノ額ニ基テ算出サレタシ
- 一 現在給
  - 甲、在任五十歳より六十歳以上
  - 乙、在任四十歳より五十歳以上
  - 丙、在任三十歳より四十歳以上
  - 丁、在任二十歳以上三十歳以上
  - 戊、在任十歳以上二十歳以上
- 一 臨時工一ヶ月以上使用一ヶ月以上の場合ハ標準額ニ別定サレタシ